

○国立大学法人埼玉大学教育機構学生相談・特別支援センター規程

〔令和7年3月27日〕
6規則第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構学生相談・特別支援センター（以下「学生相談・特別支援センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生相談・特別支援センターは、埼玉大学における学生相談、障がいのある学生の修学支援及び学生による相互支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 学生相談・特別支援センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談に関すること。
- (2) 障がいのある学生に対する支援に関すること。
- (3) 学生生活上の諸問題に対する学生相互支援に関すること。
- (4) 第2号の事項に関する自己点検・評価及び改善に関すること。
- (5) その他学生相談・特別支援センターの目的を達成するために必要な事項

(学生相談・特別支援センター長)

第4条 学生相談・特別支援センターにセンター長を置き、理事（教学・学生担当）をもって充てる。

2 センター長は、学生相談・特別支援センターを統括する。

(学生相談室等)

第5条 学生相談・特別支援センターに、第3条の業務を遂行するために、次の組織を置く。

- (1) 学生相談室
- (2) 障がい学生支援室
- (3) ピアサポートルーム

2 前項の組織に関する事項は、別に定める。

(学生相談・特別支援センター会議)

第6条 学生相談・特別支援センターに、学生相談・特別支援センターの運営と業務に関する事項を審議するため、学生相談・特別支援センター会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第 7 条 会議は、第 3 条に掲げる事項について審議する。

(構成)

第 8 条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学生相談室長
- (3) 障がい学生支援室長
- (4) ピアサポートルーム室長

(会議)

第 9 条 会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 11 条 学生相談・特別支援センターの事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学教育機構障がい学生支援室規程（令和 4 年規則第 60 号）は、廃止する。